

3月17日(日)は

千葉県知事選挙の投票日です

◆投票時間 午前7時～午後8時

「一票に 夢のせ
意志のせ 思いのせ」

棄権せず必ず投票しましょう。

県内で転居された方の投票

平成24年11月28日以降、千葉県内の他の市町村から横芝光町に転入届を提出された方は、住所の移転が市町村を単位として1回であることなど所定の要件に該当するときは前住所地で投票できる場合があります。

この場合、投票には市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」が必要となります。
また、あらかじめ前住所地の選挙管理委員会から投票用紙等を取得し、横芝光町選挙管理委員会に不在者投票を行うこともできます。

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票ができます。

不在者投票

①病院、施設等での投票

都道府県選挙管理委員会の指定した病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する場合は、施設の担当者までお申出ください。

③郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方（身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方。または、介護保険の被保険者証をお持ちの方で要介護状態区分が「要介護5」の認定を受けている方）で町選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書をお持ちの方は、自宅で郵便等による不在者投票をすることができます。



投票所入場券が届いている場合は、持参してください。（入場券が届いていない場合でも選挙権を有し、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。）

なお、入場券裏面の「宣誓書」に必要な事項を自書してからお越しいただくと、スムーズに投票することができます。

②滞在地での投票

長期出張、学業、旅行等での市区町村に滞在中の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会での投票をすることができます。

ただし、横芝光町選挙管理委員会へ、事前に投票用紙等の請求をしていただく必要があります。日数が必要ですので、お早めにお申出ください。

◆申込・問い合わせ

選挙管理委員会
☎(84)1211

人権擁護委員に 神保誠氏が再任

1月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員として、神保誠氏（小堤）が委嘱されました。



町では、人権問題で悩んでいる方のために、人権相談所を開設しています。

人権相談所

開設日

毎月第2・4火曜日

午後1時30分～4時

ところ

第2火曜日 文化会館

第4火曜日 町民会館

◆問い合わせ

住民課住民班
☎(84)1214